⑶　今後の方針

ア　審査手続の迅速化のための取組

難民等認定手続の迅速化に当たっては、対応する職員の数、能力、そして適切な執務環境が不可欠である。迅速な審査を実現するため、難民等認定事務に従事する人員の確保、職員研修の一層の充実、執務環境の改善に努める。一時庇護上陸許可手続についても、迅速かつ確実な保護に向けた人員の確保や研修の充実など、迅速かつ確実な保護に必要な対応を行う。

また、かかる迅速化に当たっては、審査期間長期化の要因を特定した上で、難民等認定手続自体を効率化することも必要である。そのためには、難民等認定申請に係る各種書類等の電子化など、難民等認定手続のＤＸ、特に、ＪＥＳＴＡの導入を始めとした入管ＤＸに係る各種取組と連動したデータの利活用を促進しつつ、ＡＩを含むデジタル技術の活用による業務支援の在り方を検討した上で、更なる迅速な難民等の保護に努めていく。

イ　手続の透明性及び職員の専門性を確保するための取組

難民等認定手続の透明性及び職員の専門性を更に向上させるため、出身国情報の充実、研修内容及び手法の継続的改良、申請書の見直し、専門性・中立性の確保に係る取組等を通じ、必要な対応を行う。

また、難民等認定事務の適正な遂行に支障が生じないよう留意しつつ、判断の根拠となった出身国情報の明示及び運用状況に係る詳細なデータの開示の在り方について検討する。また、配慮が必要とされる申請者へのインタビューにおける弁護士等の立会いといった援助等については、現在実施されている措置の趣旨を踏まえつつ、その継続も含めた必要な検討を行う。

ウ　誤用・濫用的な申請への対策の推進

我が国の難民認定制度の趣旨・目的に関する正確な理解を広めるメッセージを適時に発信することや、外務省に関連情報を共有し、在外公館における一層厳格な査証審査に活用してもらうこと等、同省と緊密に連携し、誤用・濫用的な難民認定申請の抑止に向け、必要な対応を行う。また、最新の出身国情報等に基づいたＢ案件の類型化を更に進めるなど、案件振分けの見直し等の対応により、誤用・濫用的な申請への対策を強化・充実させる。さらに、難民認定申請者の不法就労防止の観点から、誤用・濫用的な再申請の制限など、現行の難民認定制度の更なる見直しを検討する。一方で、これらの方策が、特定の国からの申請を一切受け付けないといったようなメッセージにつながることがないよう配慮する。

エ　難民等への支援

2025年度から、難民等に対する支援を出入国在留管理庁が一元的に担うようになったところ、これを安定的かつ実効的に機能させるため、引き続き、難民等の支援に必要な体制整備に努めていく。また、上記⑵で挙げられた課題に対応するため、定住支援プログラムへの参加に至らなかった要因等の分析、同プログラムへの参加を動機づけるための方策の検討、修了率や好事例の背景等の分析を行うほか、同プログラムの効果を更に高めるべく、地域社会における支援の促進、受入れ企業開拓・マッチング、適切なフォローアップ、受講者の日本語学習経験等を踏まえたプログラム設計といった観点から、期間等も含めた適切なプログラムの在り方について検討し、見直しを図っていく。

このほか、難民認定申請者や補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮する者や宿泊先を必要とする者への保護措置については、審査期間の短縮等と併せ適切な保護に向けた取組の推進に努める。

オ　第三国定住難民の受入れ及び支援の円滑な実施等

第三国定住難民の今後の受入れ及び支援の在り方等については、2010年度から我が国に受け入れている第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を検証し、難民対策連絡調整会議において検討することとされている。第三国定住難民の受入れは、国際社会への貢献としても有意義な取組であり、出入国在留管理庁として、今後とも、関係省庁及び関係機関と連携し、就労や教育の機会が重要であることを踏まえつつ、円滑かつ的確な受入れ及び支援を進めていく。

6　その他

⑴　外国人の出入国及び在留の公正な管理に係る施策の更なる充実

在留許可手数料について、応益的要素や主要国の水準等を考慮して引上げを実施し、増加する外国人の適正かつ円滑な受入れ、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備などの外国人に関わる各種施策を強化・拡充していく。また、ＪＥＳＴＡの手数料についても、応益的要素等を考慮して適切に設定していく。

このほか、国連総会決議で採択された「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト（ＧＣＭ）」においても、外国人自身が入国に伴う権利義務・リスク等に係る情報を確実に認識すること、外国人に対する誤解や偏見を防ぐため、客観的情報にアクセスできる環境を整備することも求められているところであり、この趣旨を踏まえた対応を検討していく。

⑵　出入国在留管理庁の体制整備

出入国在留管理基本計画に盛り込まれた取組を着実に実施していくに当たっては、出入国在留管理庁の体制の整備・充実が肝要である。近年においては、外国人入国者数・在留外国人数の増加等を受け、出入国在留管理行政に係る業務量が飛躍的に増大しているほか、2023年入管法改正により導入された新たな制度の運用状況の把握が求められるなど、業務の質も大きく変化してきた。

我が国の人口減少や少子化傾向、インバウンドによる経済効果等を踏まえると、今後も訪日外国人旅行者数や在留外国人数が大幅に増加していくことが見込まれる。こうした状況にあって、厳格かつ円滑な出入国管理、適正な在留管理や不法滞在者対策、難民等の保護・支援を一層効率的かつ効果的に実現していくためには、出入国在留管理庁においても、これらの行政課題に的確に対応するための人的・物的な体制の整備と職員の処遇改善に取り組んでいくことが重要であり、出入国在留管理体制の整備を計画的に進めなければならない。

また、本計画に掲げた取組のフォローアップも必要であるとの観点から、出入国在留管理行政の取組状況の検証や法令改正等に向けた議論を行う必要が生じる場合には、出入国在留管理政策懇談会をそうした議論の場として位置付けることも含めて、適切なフォローアップを行っていく。

⑶　出入国在留管理行政の充実のための人材育成

出入国在留管理行政を的確に遂行するためには、その実務を担う職員の育成も極めて重要である。この点、退去強制手続に関わる職員に対する護送官付き国費送還の安全かつ確実な実施に向けた研修や、人権尊重の観点に基づく研修・教育を徹底するほか、難民認定申請の迅速な処理に向け、難民認定に従事する職員等への研修を一層充実させる。このほか、地域社会の一員である外国人が抱える様々な課題に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化に資する人材の育成・確保に取り組む。

⑷　国際協力の更なる推進

出入国在留管理上の諸課題に的確に対応するためには、諸外国・地域と連携し、国際協力を深めていくことも必要不可欠である。出入国在留管理庁においては、諸外国・地域の出入国在留管理当局の高級実務者等が参加する東京イミグレーション・フォーラムを2022年から開催しており、2025年で５回目を迎えた。今後とも、東京イミグレーション・フォーラムの開催等を通じ、諸外国・地域との情報交換の枠組みの構築及び連携・協力の強化を進める必要がある。加えて、国際機関、諸外国・地域の出入国在留管理当局及び駐日外国公館と積極的に情報交換等を実施し、その関係者等とも連携しつつ国際会議や外交交渉に積極的に参加することも、国際協力の深化及びそれによる出入国在留管理行政の発展のために不可欠であることから、積極的な取組を実施していく。